

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 三
- 保安林等の皆伐面積の限度を公表する件 三
- 福島県教育委員会教育長  
○ 一般競争入札を行う件 四
- 福島県公安委員会  
○ 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 四
- 福島県人事委員会  
○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 四
- 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件 四
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 四

## 告 示

### 福島県告示第七十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

- 一 指定する区域  
喜多方市塩川町御殿場六丁目四十一番の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

福島県知事 内 堀 雅 雄

第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

（一般廃棄物課）

### 福島県告示第七十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成三十一年度における保安林等の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成三十一年二月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

平成三十一年度皆伐面積の限度（単位：ヘクタール）	皆伐面積の限度
同一の単位とされる保安林等の名称	二九七・四三
宇多川水源かん養保安林	一三九・六五
宇多川土砂流出防備保安林	一・四四
宇多川干害防備保安林	九八九・五一
新田川水源かん養保安林	三九七・二五
新田川土砂流出防備保安林	一七・五〇
新田川干害防備保安林	九九七・二三
請戸川水源かん養保安林	四三五・八四
請戸川土砂流出防備保安林	〇・一四
請戸川干害防備保安林	一四・八四
請戸川土砂崩壊防備保安林	一・五八七・六〇
木戸川水源かん養保安林	三一・二・一一
木戸川土砂流出防備保安林	六・一五
木戸川防風保安林	一、八二六・四〇
夏井川下流水源かん養保安林	四五四・一六
夏井川下流水土砂流出防備保安林	二九・八九
夏井川下流干害防備保安林	一、〇八六・九九
鮫川下流水源かん養保安林	一〇三・三八
鮫川下流水土砂流出防備保安林	一、九三六・三五
福島北東地区水源かん養保安林	五〇五・二二
福島北東地区土砂流出防備保安林	三・二二
福島北東地区干害防備保安林	六五四・九九
福島南西地区水源かん養保安林	一三五・二五
福島南西地区土砂流出防備保安林	二、三三一・八九
郡山地区水源かん養保安林	九七・四九
郡山地区土砂流出防備保安林	二二・四〇
郡山地区干害防備保安林	〇・四二

夏井川上流水源かん養保安林	一六六・二二
夏井川上流土砂流出防備保安林	二七・三〇
夏井川上流干害防備保安林	一〇・二二
阿武隈川上流水源かん養保安林	一、七九六・五八
阿武隈川上流土砂流出防備保安林	一二六・一四
石川地区水源かん養保安林	二・五二
石川地区土砂流出防備保安林	四・三四
石川地区干害防備保安林	五・三二
鮫川上流水源かん養保安林	三五・〇七
鮫川上流土砂流出防備保安林	五二・二九
鮫川上流干害防備保安林	一一・二七
久慈川水源かん養保安林	五七二・三四
久慈川土砂流出防備保安林	三三八・一一
久慈川干害防備保安林	一・五四
猪苗代地区水源かん養保安林	一、二三二・五三
猪苗代地区土砂流出防備保安林	二九五・〇四
松原地区水源かん養保安林	八九四・四九
松原地区土砂流出防備保安林	一・八九
濁川水源かん養保安林	一、八二四・五九
濁川土砂流出防備保安林	一四九・九七
濁川干害防備保安林	二・一七
阿賀川下流水源かん養保安林	八七七・九七
阿賀川下流土砂流出防備保安林	三三八・五〇
阿賀川下流干害防備保安林	二〇・六五
阿賀川中流水源かん養保安林	二、四八〇・四二
阿賀川中流土砂流出防備保安林	四〇三・二八
阿賀川中流防風保安林	〇・一四
阿賀川中流干害防備保安林	四・〇六
只見川下流水源かん養保安林	二、八八四・一九
只見川下流土砂流出防備保安林	四七三・六一
只見川下流干害防備保安林	一八・一三
阿賀川上流水源かん養保安林	三、七七〇・九六
阿賀川上流土砂流出防備保安林	一、七六〇・六六
只見川上流水源かん養保安林	六、二四三・三〇
只見川上流土砂流出防備保安林	八八二・五六
只見川上流干害防備保安林	二〇・〇二
浜通り地区保健保安林	一〇二・九七
中通り地区保健保安林	六二・九七
会津地区保健保安林	三四二・八六

福島県教育委員会教育長

(森林保全課)

**公告第1号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか100施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか100施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか100施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年2月22日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-7754

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年2月22日（金）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、平成31年2月1日（金）から同月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月14日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 平成31年3月26日（火）午後1時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年3月25日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 11 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 100 other facilities  
1set
  - (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00p.m., 26 March 2019
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m., 25 March 2019
  - (4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7754

(財 務 課)

**福島県公安委員会告示第4号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成31年2月1日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称 黒井産業株式会社

住所 山形県山形市宮町二丁目11番9号

代表者の氏名 高橋博剛

施設の名称 会津自動車学校

施設の所在地 福島県会津若松市神指町東城戸247番地

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 認定 高齢者教育課程

(2) 規則第1条第6号に掲げる課程 認定 更新時教育課程

(3) 規則第1条第7号に掲げる課程 認定 二輪車の教育課程

- 3 認定年月日

平成30年12月28日

（運転免許課）

### 福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月一日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

#### 福島県人事委員会規則第一号

##### 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第一項において」を「以下」に改める。

第十三条、第十五条及び第二十六条第二項中「福島県報」を「人事委員会のウェブサイトへの掲載」に改める。

第二十七条中「職の職務遂行に必要な能力」を「職に係る能力及び適性」に改める。

##### 「心理判定員

別表第二福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項中

主として

##### 「心理

て心理判定員に関する知識、

はその他の能力を必要とす

に従事することを職務とす

を

福祉

主として心理に関する知識、技術

又はその他の能力を必要とする業

務に従事することを職務とする職

主として福祉に関する知識、技術

又はその他の能力を必要とする業

務に従事することを職務とする職

「行政事務

に改め、同表福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項中

##### 「行政事務

一般行政の事務（警察本部及び警

察署等におけるものを除く。）に

関する業務に従事することを職務

とする職

を

薬学

主として薬学に関する

又はその他の能力を必

務に従事することを職

本部及び警  
除く。）に  
ことを職務

に改める。

知識、技術

要とする業

務とする職

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「及び

心理判定員」を「心理及び福祉」に改め、同欄第四号を次のように改める。

#### 四 心理

試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が三十五歳

未満の者で公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第四条

の規定による公認心理師の資格を有するもの又は取得見込みのも

の

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項受験資格の欄に次の一号を加える。

#### 五 福祉

試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が三十五歳

未満の者で次に掲げるもの

ア 大学において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は試験告知の

日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三

項第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉司若しく

は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した

者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込み

の者

ウ 児童福祉法第十三条第三項第一号に規定する都道府県知事の

指定する講習会の課程を修了した者又は試験告知の日の属する

年度の三月末日までに修了見込みの者

エ 試験機関がア、イ又はウに該当する者と同等の資格があると

認める者

別表第三福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項を次のように改める。

福島県職員

（民間企業

等職務経験

一 薬学以外のもの

試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳

未満の者で次に掲げるもの

者)採用候補者試験

ア 民間企業における職務経験を五年(一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除く。)以上有する者

二 薬学

次に掲げる者で、薬剤師法第七条の規定による薬剤師の免許を有するもの

ア 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者で次に掲げるもの

(1) 民間企業における職務経験を五年(一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除く。)以上有する者

(2) 試験機関が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

別表第三福島県警察官採用候補者試験の項受験資格の欄第一号を次のように改める。

福島県警察官採用候補者試験

一 警察官A(男性・一般)及び警察官A(女性・一般)

ア 第一回試験

試験告知の日の属する年度の次の年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の次の年度の三月末日までに卒業見込みの者

(2) 試験機関が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

イ 第二回試験

試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

(1) 大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者

(2) 試験機関が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

別表第三福島県警察官採用候補者試験の項受験資格の欄第二号中「ア及びイ」を「アの(1)及び(2)並びにイの(1)及び(2)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第一号

選考により採用する職員の職を定める件(昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月一日

福島県人事委員会

第二号中「寮母 福祉」を「寮母」に改める。

委員長 笠 間 善 裕

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第二号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県人事委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成三十一年二月一日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

一の表中

福島県 行政事務  
職員 (民間)  
企業等  
職務経  
験者)  
採用候  
補者試  
験

を

福島県 行政事務  
職員 (民間)  
企業等  
職務経  
験者)  
採用候  
補者試  
験

に改める。

(採用給与課)

